

仲間の励ましが力になり「売上減少」を理由に

## 「納税猶予」の許可通知を勝ち取る

昨年の3月、領家支部のAさん（機械メンテナンス）は川口税務署へ消費税の支払が困難なため国税通則法46条に基づき「納税の猶予」を申請していました。9月以降二度にわたる『補正通知書』（\*注）にも粘り強く仲間と相談しながら対応し、ついに12月18日付で「納税の猶予許可通知書」を勝ち取りました。**怠慢な税務行政に抗議**

この3月にはAさんのほかに7名の会員が集団で「納税の猶予」申請書を提出していましたが、9月までその申請書が放置されていたため川口民商が抗議し、やっと、川口税務署徴収部門が重い腰を上げさせる中で勝ち取ったものです。

**価値ある二つの成果！**

今回の許可通知で画期的なことは、一つは、県内でもなかなか「納税の猶予」の許可通知が勝ち取れない中で勝ち取った事、二つ目はAさんが「その事業につき著しい損失を受けた事」（通則法46条2項4号）を該当条項として認められた事です。Aさんの仕事は

不景気で得意先の回収が困難となるなど、この年の売上は前年に比べ半分に落ちていました、税務署の徴収部門からの資料要求に対しても仲間と相談しながら業績の悪化が分かる資料を提出してきました。延滞税が4.4%に減

「納税の猶予」が認められると差押えはなくなり、安心して分割納付ができ、14.6%の延滞税が4.4%になり、完納できないときはもう一年申請ができます。前年に比べ売上が落ちて、税金が納めきれない時は利用できる制度です、積極的に利用しましょう。

【\*注『補正通知』とは「納税猶予」や「換価の猶予」の申請をした時、税務署が許可するかどうか判断の材料が足りないとき、その納税者に資料を求めるために出すものです、なにを出すかは納税者の判断に任せられます。】